

情 郵 審 第 * * 号
平成 2 8 年 1 1 月 1 8 日

総 務 大 臣
山 本 早 苗 あて

情報通信行政・郵政行政審議会

会 長 多 賀 谷 一 照

答 申 書

平成 2 8 年 9 月 2 7 日付け諮問第 3 0 8 7 号をもって諮問された事案について、審議の結果、
下記のとおり答申する。

記

本件、電気通信事業法（昭和 5 9 年法律第 8 6 号）第 1 2 条の 2 第 4 項第 2 号の規定による特定電気通信設備の指定に関する告示の改正については、諮問のとおり改正することが適当と認められる。